

4 適切な保育環境の整備等

(1) 保育の必要性の認定状況

調査の結果	説明図表番号
<p>新制度では、2号認定及び3号認定については、市町村が保育の必要性の事由に該当すると認める場合に、保育の必要性の認定を行うものとされている。保育の必要性の事由として、支援法施行規則第1条第1号から第9号までにおいて、就労、妊娠、出産、同居の親族（長期間入院等している親族を含む。）の介護・看護、求職活動等が規定されているとともに、同条第10号ではこれらに類する状態として市町村が認める場合とされており、市町村の判断により柔軟に対応することができるようになっている。</p> <p>今回、調査対象である66市町村における保育の必要性の認定の運用状況を調査したところ、保護者の就労時間の下限が支援法施行規則第1条第1号において定められている範囲（48時間から64時間まで）で幅をもって設定されているもの以外にも、次のような状況がみられた。</p> <p>① 「妊娠中であるか又は出産後間がないこと」を事由として保育の必要性の認定を行う際、その事由に該当する期間が市町村により区々となっており、産前の場合の認定期間で最も長いものと短いものでは61日の差が生じる可能性があった。また、同様に産後の場合の認定期間では152日の差が生じる可能性があった。</p> <p>② 保育の必要性の事由のうち「同居の親族（長期間入院等している親族を含む。）の介護・看護」については、規定上、居宅において親族の介護・看護をする場合には同居が求められている。しかし、長期入院している親族を介護・看護している場合には保育の必要性が認められていることから、支援法施行規則第1条第10号に基づき、市町村が独自に別居の親族の介護・看護でも認定することとしているものが13市町村あった。</p> <p>以上のように、保護者が置かれた状況が同じであっても、市町村によって保育の必要性の事由が認定される範囲が異なる状況がみられた。</p>	<p>表4-(1)-1 表4-(1)-2</p> <p>表4-(1)-3-1~3</p> <p>表4-(1)-4-1、2</p>

表 4- (1)-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

- 第 20 条 前条第一項各号に掲げる 小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること 及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。
- 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。
- 4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。
- 5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
- 6・7 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 4- (1)-2 子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号) (抜粋)

<p>第 1 条 <u>子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</u></p> <p>一 <u>一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める時間以上労働することを常態とすること。</u></p> <p>二 <u>妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</u></p> <p>三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>四 <u>同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</u></p> <p>五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>六 <u>求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</u></p> <p>七 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>八 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）</p> <p>九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>十 <u>前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。</u></p>

(注) 下線は、本省が付した。

表 4－(1)－3－1 産前の場合の認定期間の始期の設定状況

認定期間（始期）	出産予定日が9月1日の場合の 認定開始日	市町村数
出産予定日の1か月前の日	8月 2日（31日前から認定）	1
出産予定日の1か月前の日が属する月の初日	8月 1日（32日前から認定）	4
出産予定日の6週間前の日	7月 22日（42日前から認定）	4
出産予定日の6週間前の日が属する月の初日	7月 1日（63日前から認定）	4
出産予定日の8週間前の日	7月 8日（56日前から認定）	10
出産予定日の8週間前の日が属する月の初日	7月 1日（63日前から認定）	4（注3）
出産予定日の2か月前の日	7月 2日（62日前から認定）	12（注4）
出産予定日の2か月前の日が属する月の初日	7月 1日（63日前から認定）	15
出産予定日の3か月前の日	6月 2日（92日前から認定）	2
合計		56

- （注） 1 当省の調査結果による。
- 2 調査対象である66市町村のうち、妊娠、出産（産前）の認定期間の始期の設定状況が確認できた56市町村について整理した。当該56市町村のほか、認定期間の始期が「妊娠日」、「母子健康手帳発行日」等で認定開始日が特定できないものが8市町村ある。
- 3 「出産予定日の8週間前の日が属する月の初日」の4市町村は、出産予定日57日前の日が属する月の初日とする1市町村を含む。
- 4 「出産予定日の2か月前の日」の12市町村は、出産予定日のおおむね2か月前の日とする1市町村を含む。
- 5 「出産予定日が9月1日の場合の認定開始日」欄は、出産予定日を含めて日数を試算している。

表 4－(1)－3－2 産前（多胎妊娠）の場合の認定期間の始期の設定状況

認定期間（始期）	出産予定日が9月1日の場合の 認定開始日	市町村数
出産予定日の3か月前の日が属する月の初日	6月 1日（93日前から認定）	1
出産予定日の14週間前の日	5月 27日（98日前から認定）	2
出産予定日の14週間前の日が属する月の初日	5月 1日（124日前から認定）	1
定めていない	—	62
合計		66

- （注） 1 当省の調査結果による。
- 2 調査対象である66市町村について整理した。
- 3 「出産予定日が9月1日の場合の認定開始日」欄は、出産予定日を含めて日数を試算している。

表 4-(1)-3-3 産後の場合の認定期間の終期の設定状況

認定期間 (始期)	出産日が7月31日の場合の認定終了日	市町村数
出産後1か月を経過する日が属する月の末日	8月31日 (31日後まで認定)	2
出産後8週間を経過する日	9月25日 (56日後まで認定)	13
出産後8週間を経過する日が属する月の末日	9月30日 (61日後まで認定)	10(注3)
出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日	9月30日 (61日後まで認定)	11
出産後2か月を経過する日	9月30日 (61日後まで認定)	6
出産後2か月を経過する日が属する月の末日	9月30日 (61日後まで認定)	14
出産後3か月を経過する日	10月30日 (91日後まで認定)	6
出産後8週間を経過する日の翌月が属する月の末日	10月31日 (92日後まで認定)	1
出産後6か月を経過する日	1月30日 (183日後まで認定)	1
合計		64

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である66市町村のうち、産後の認定期間の終期の設定状況が確認できた64市町村を対象とした。
 3 「出産後8週間を経過する日が属する月の末日」の10市町村は、出産後57日が経過する日が属する月の末日とする1市町村を含む。

表 4-(1)-4-1 保育の必要性の事由における別居している親族の介護・看護の場合の取扱状況

区分	市町村数
別居している親族の介護・看護を保育の必要性の事由と認めている市町村	13
うち「市町村が認める場合」として明記している市町村	11
別居している親族の介護・看護について定めがない市町村	53
合計	66

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である66市町村について整理した。

表 4-(1)-4-2 別居している親族の介護・看護を保育の必要性の事由として認めている理由

理由	市町村数
従前からの取扱いであり、同居の親族の介護・看護を認めて別居の介護・看護を認めないのは不合理であるため	1
別居の親族の介護・看護をする必要性については、各々の家庭の事情を考慮して判断しているため	1

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である66市町村のうち、別居している親族の介護・看護を保育の必要性の事由として認めている13市町村に聴取した結果について整理した。

(2) 小規模保育施設における延長保育事業の利用人数の確保状況

調査の結果	説明図表番号
<p>延長保育事業とは、保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業であり、安心して子育てができる環境を整備し、子どもの福祉の向上を図ることを目的としている。</p>	表 4-(2)-1、2
<p>この事業は、新制度において、市町村計画に従って行うものとされている地域子ども・子育て支援事業に位置付けられており、市町村が自ら、又は委託により実施されている。内閣府によると、全国の延長保育事業の実施箇所数は、平成 26 年度で 1 万 8,885 か所と全国の 77.3%に当たる保育所で実施され、実利用人数は 64 万 6,796 人がとなっている。</p>	表 4-(2)-3
<p>延長保育事業の助成要件は、「延長保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付け雇児発第 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙の「延長保育事業実施要綱」において定められており、この中で、家庭的保育事業を除く標準時間認定の子どもが、1 時間の延長保育をする場合には、延長時間内の 1 日当たり平均対象児童が 6 人以上いることが必要とされており、これは施設の定員が 20 人以上の認可保育所と新制度において新たに市町村認可の施設となった 19 人以下の小規模保育施設とで同じ要件となっている。</p>	表 4-(2)-2（再掲）
<p>今回の調査対象である 66 市町村及び 30 小規模保育施設からは、延長保育事業の助成要件について、次のような意見が聴かれた。</p> <p>① 延長保育事業の助成要件は、大規模保育所から小規模保育施設まで一律に適用されており、児童数の少ない小規模保育施設では 6 人を確保することが難しいとするもの（2 市町村、10 小規模保育施設）</p> <p>② 延長保育事業に係る人件費等を考慮すると、少人数でも一定程度の費用が生じるため、小規模保育施設に対する助成要件を緩和してほしいとするもの（上記①の小規模保育施設のうち、3 施設）</p> <p>ただし、今回の調査では、6 人以上という助成要件の確保が難しいことを理由として、延長保育事業を実施しない、又は実施している途中で取りやめた施設はみられなかった。</p>	表 4-(2)-4

表 4-(2)-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

第 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 （略）

二 支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三～十三 （略）

(注) 下線は、当省が付した。

表 4-(2)-2 「延長保育事業実施要綱」(平成 27 年 7 月 17 日付け雇児発第 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(抜粋)

別紙

1 事業の目的

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項により市町村の認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業。

4 実施方法

(1) 一般型

① 実施場所

都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園(以下「民間保育所等」という。)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等とする。

② 対象児童

子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童

③ (略)

④ 実施要件

ア (略)

イ 標準時間認定(家庭的保育事業を除く)

(ア) 1 時間延長

開所時間を超えて 1 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の 1 日当たり平均対象児童数が 6 人以上いること。

(イ) 2 時間延長

開所時間を超えて 2 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上いること。

(ウ) 3 時間以上の延長

(イ)と同様 1 時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上いること。

<p>(エ) 30 分延長 上記 (ア) ～ (ウ) に該当しないもので、開所時間を超えて 30 分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 上記ア～ウの各 (エ) を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。</p> <p>また、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。</p> <p>(2) (略)</p>

(注) 下線は、当省が付した。

表 4-(2)-3 延長保育事業の利用状況 (平成 26 年度)

実施箇所数	18,885 箇所 (77.3%)
実利用人数	646,796 人
(参考) 保育所数 (平成 26 年 4 月 1 日時点)	24,425 箇所

(注) 1 「実施箇所数」欄は、内閣府の公表データ (平成 26 年度の数值) を、「実利用人数」欄は、子ども・子育て会議 (平成 28 年 7 月 28 日開催) 資料 (平成 26 年度の数值) を、「(参考) 保育所数 (平成 26 年 4 月 1 日時点)」欄は、厚生労働省の「保育所関連状況取りまとめ」を基に当省が作成した。

2 「実施箇所数」欄の () 内は、2 万 4,425 箇所に占める割合を示す。

表 4-(2)-4 延長保育事業の助成要件に関する小規模保育施設及び市町村からの主な意見

1	定員が 19 人以下である小規模保育施設において、助成要件の規定人数に達することは困難なことであるので、要件を緩和してほしい。(10 小規模保育施設)
2	延長保育に係る人件費を考えると、1 人でも延長保育を実施する児童がいれば、6 人受け入れた時と同程度の費用がかかるため、要件を緩和してほしい。(上記 1 の 10 小規模保育施設のうち 3 小規模保育施設)
3	市町村内の小規模保育施設から、延長保育事業実施要綱において「延長時間内の 1 日当たり平均対象児童数が 6 人以上いること」とされている要件の緩和をしてほしいとの要望を受けている。 当該要件は、園児数の多い大規模保育所から小規模保育施設までに一律に適用されるが、定員 19 人以下の小規模保育施設では 6 人以上が延長保育事業を利用することはほとんどないことから、施設の園児数の規模に見合った段階的な要件を設ける等の見直しを検討する必要があるのではないかと考える。(2 市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村及び 30 小規模保育施設に聴取した結果について整理した。

(3) 保護者の施設選択等に資する情報公表の推進

勸 告	説明図表番号
<p>ア 特定教育・保育施設等についての教育・保育情報の公表状況</p>	
<p>支援法第 58 条第 1 項及び第 2 項により、新制度において特定教育・保育施設等の設置者は、教育・保育の提供を開始しようとするとき等に、教育・保育の内容や施設の運営状況に関する情報（以下「教育・保育情報」という。）を、都道府県知事に報告することとされており、また、都道府県知事は、その内容を公表することとされている。</p>	表 4-(3)-1
<p>この教育・保育情報の公表は、小学校就学前の子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を子どもに受けさせる機会を確保することを目的としており、支援法施行規則別表第 1 及び別表第 2 にその内容が規定されている。</p>	表 4-(3)-2
<p>内閣府では、市町村が都道府県及び国に対して交付金交付申請を行うこととなることや、国が全国的な支給認定状況や給付費支給状況等を把握する必要があることから、国、都道府県及び市町村において必要な情報を共有するため、「子ども・子育て支援全国総合システム」（以下「全国総合システム」という。）を構築している。特定教育・保育施設等の設置者が提供することとされている教育・保育情報についても、都道府県及び市町村が把握した上でこの全国総合システムに登録し、一元管理することとしている。</p>	
<p>全国総合システムは、平成 27 年 4 月 1 日から本稼働されている。内閣府は、「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」（平成 27 年 3 月 31 日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）において、都道府県及び市町村に対し、特定教育・保育施設等の認可情報や利用定員等に係る確認を行った際に得た情報を、平成 27 年度の第 1 四半期中のできるだけ早い時期に登録することを求めており、都道府県に対しては、管内市町村により登録されたデータを基に、都道府県のホームページ等を用いて教育・保育情報の公表を行うことを求めている。この公表の時期について、内閣府は、都道府県等説明会や事務連絡等を通じて、平成 27 年度の第 2 四半期中又は第 3 四半期の早い時期に開始するよう都道府県に依頼している。</p>	表 4-(3)-3
<p>（教育・保育情報の登録・公表状況）</p> <p>今回、調査対象である 66 市町村による全国総合システムへの教育・保育情報の当省の調査日時点（平成 27 年 8 月から 11 月までの間）の登録状況を調査したところ、次の状況がみられた。</p>	
<p>① 全国総合システムへの情報の登録を全くしていないとしているものが 8 市町村（12.1%）、一部未登録となっているとしているものが 58 市町村（87.9%）あった。</p>	表 4-(3)-5
<p>② 市町村が全国総合システムの「施設の運営方針」及び「教育・保育の内容・特徴」の欄に登録した内容を確認したところ、「特になし」と登録したり、5 歳児の内容のみを登録し、他の年齢の内容を省略したりしているものが 2 市町村、「運営規程のとおり」、「別紙のとおり」、URLのみを登録するなど、全国</p>	表 4-(3)-6

<p>総合システムに直接内容を登録していないものが4市町村あった。</p> <p>また、市町村に全国総合システムに教育・保育情報の登録が遅れている理由や登録に当たっての支障等を聴取したところ、業務多忙等による登録作業の遅延のほかに、次のような状況がみられた。</p> <p>① 認可申請や確認申請の資料からは確認できない等の理由から特定教育・保育施設等に情報を改めて確認中であるとするもの（12市町村）</p> <p>② どの程度詳細に登録してよいか分からない、登録内容の定義が不明確で分からない等の理由で登録できていないとするもの（5市町村）</p> <p>③ 一部の教育・保育情報について、全国総合システムに登録欄がないとするもの（1市町村）（注）</p> <p>（注）調査対象である19都道府県のうち1都道府県からも同様の意見が聴かれた。</p>	表 4-(3)-7
<p>また、調査対象である19都道府県における教育・保育情報の当省の調査日時点の公表状況を調査したところ、公表できていないものが12都道府県（63.2%）、一部未公表となっているものが7都道府県（36.8%）あった。</p>	表 4-(3)-8
<p>都道府県に、教育・保育情報の公表が遅れている理由を聴取したところ、市町村による情報の登録が進んでいないとするものが17都道府県と多数を占めた。</p>	表 4-(3)-9
<p>（教育・保育情報の更新状況）</p> <p>調査対象である66市町村のうち、全国総合システムに登録した教育・保育情報の更新に関する方針が確認できた43市町村では、その内容として、変更が生じた際には随時更新するとするものが9市町村（20.9%）、1年に1回、1か月に1回など頻度を定めて定期的に情報を更新するとしているものが5市町村（11.6%）みられる一方、全国総合システムに登録した情報の更新等に関する方針はないとするものが29市町村（67.4%）みられた。</p>	表 4-(3)-10
<p>また、19都道府県及び66市町村からは、これらの教育・保育情報の更新に関して、次のような意見が聴かれた。</p> <p>① 頻繁に情報が変更になる「従業者に関する事項」等について、常に最新の状態に更新することは負担が大きいとされるもの（3都道府県、3市町村）</p> <p>② 市町村により更新頻度が区々となっているため他の市町村が登録した情報等を参考にできないとするものや年に1回の更新では最新の情報ではない場合があることから情報の有用性に疑問があるとするもの（それぞれ1市町村）</p>	表 4-(3)-11
<p>「子ども・子育て支援全国総合システム」の入力スケジュール等について」（平成27年10月9日付け内閣府子ども・子育て本部事務連絡）では、認可時に得られる情報については、変更登録を随時行うこととされているものの、市町村が全国総合システムに登録した教育・保育情報や都道府県が公表する教育・保育情報の更新に関する方針は定められていない。</p>	表 4-(3)-4（再掲）
<p>（幼稚園等の一時預かり事業等情報の入力状況）</p> <p>3(3)で述べたように、「幼稚園における待機児童の受入れについて」の通知によ</p>	表 3-(3)-11（再掲）

り、幼稚園における一時預かり事業等の活用を求める動きがある中、保護者への情報提供の観点からは、各施設の一時的預かり事業等の実施時間の情報が提供されることが望ましいが、現在の全国総合システムでは、各施設の一時的預かり事業等の実施の有無のみが入力できるようになっている。

表 4-(3)-12

教育・保育情報については、従来、各施設や市町村においてそれぞれの判断で提供されてきている。新制度では、これらの取組に加え、情報提供される教育・保育情報を統一し、それらの情報を取りまとめて都道府県が公表する取組が開始されたところである。今後も、情報の登録やその更新を進めることにより、情報提供を更に充実させていくことが望ましい。

イ 待機児童数及び入所保留児童数の公表の推進

現在、加速化プランに基づき、待機児童の解消に向け、市町村による保育の受皿の確保が進められている中、待機児童数の把握は、特定教育・保育施設等の整備方針を検討する基礎になるといえる。この待機児童の範囲については、現在、法令等で規定されているものではなく、厚生労働省が行う待機児童数に関する調査（以下「厚生労働省調査」という。）の中で示されており、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設等の利用申込みがされているが、利用していないもの（以下「入所保留児童」という。）から一定の要件に該当する児童を除外して算出することとされている。

表 4-(3)-13

厚生労働省は、厚生労働省調査で毎年4月1日時点及び10月1日時点の待機児童数及び待機児童数から除外される者のうち「地方単独事業を利用している者」、「育児休業中の者」、「特定の保育園等のみ希望している者」及び「求職活動を休止している者」の4区分を市町村単位で把握している。

なお、市町村では待機児童数の公表は義務付けられていないが、中には待機児童数を独自に公表しているところもある。

（待機児童の範囲）

今回、調査対象である66市町村における待機児童数の把握の範囲を調査したところ、次のような状況がみられた。

① 厚生労働省調査では、保護者が育児休業中の場合、待機児童に含めないことができることとされ、その判断は市町村の裁量に委ねられているが、待機児童に含めることとしているものが10市町村（15.2%）、3歳以上など一定の条件に該当したもののみ含めることとしているものが6市町村（9.1%）、待機児童に含めないこととしているものが50市町村（75.8%）であった。

表 4-(3)-14

なお、待機児童数からの除外数が確認できた市町村の中には、保護者が育児休業中である場合の児童を待機児童に含めるか否かで379人の差があるものがみられた。

② 厚生労働省調査では、特定教育・保育施設等以外の場で適切な保育を行うために実施している、市町村における単独保育事業（いわゆる保育室・家庭的保

表 4-(3)-15

育事業に類するもの) 等において保育されている児童については、待機児童数に含めないこととされているが、当該事業等を実施している施設を有する 60 市町村のうち、これを待機児童に含めることとしているものが 5 市町村みられた。

これらについては、待機児童の範囲に含めるか否かを明確にし、厚生労働省調査で指定した範囲に沿った集計結果の提出を徹底しないと、市町村の数値を横並びで整理することができないといえる。

また、上記以外に、待機児童の範囲の捉え方の判断が区々となっている状況が以下のとおりみられた。

① 厚生労働省調査では、他に利用可能な施設等があるにもかかわらず、保護者が特定の保育所等を希望し、待機する場合には、待機児童に含めないこととされているが、次のように他に利用可能な施設等があるかどうかの判断に違いがみられた。

i) 保護者に通園手段を確認した上で判断しているもの(10 市町村)や勤務先の通勤経路等を考慮しているもの(8 市町村)がある一方、自宅から施設等までの距離等を一律に定めているもの(7 市町村)や市町村内の施設等は全て利用可能として、市町村内に利用可能な施設等がある場合には待機児童数に含めていないもの(5 市町村)があった。

ii) 希望した施設等を辞退した者以外は待機児童数に含めているもの(4 市町村)や一つの施設等のみを希望する者以外は待機児童数に含めているもの(5 市町村)がある一方、利用可能な施設等が一定数以上あるとの考えにより、一律の施設等数を設定して、その施設等数以下の施設等しか希望していない者は、待機児童数に含めていないもの(4 市町村)があった。

② 厚生労働省調査では、保護者が求職活動中の場合、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、待機児童数に含めないこととされているが、確認をせずに待機児童数に含めているもの(17 市町村)や保護者から自主的に求職活動をしていない旨の申告があった場合のみ含めていないもの(9 市町村)があった。

なお、待機児童数からの除外数が確認できた市町村の中には、求職活動を休止していることの確認ができる場合に待機児童数に含めるか否かで 243 人の差があるものがみられた。

③ 厚生労働省調査では、入所保留の場合については、保護者の特定教育・保育施設等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができることとされているが、希望の確認はしておらず待機児童数から除外していないとしているもの(16 市町村)や、保護者から施設の利用申込みの取下げの連絡等があった場合にのみ除外するとしているもの(10 市町村)があった。

(待機児童数等の公表状況)

今回、調査対象である 66 市町村における待機児童数等の公表状況を調査した

表 4-(3)-16

表 4-(3)-17

表 4-(3)-18

表 4-(3)-19~21

ところ、次のとおり、約半数の市町村が公表しておらず、公表している市町村においても、公表されている数値の内容等が区々となっており、市町村間で数値を単純に比較できない状況がみられた。

- ① 待機児童数と入所保留児童数のどちらか一方又は双方をホームページや広報誌等で公表しているものが 34 市町村 (51.5%)、双方を公表していないものが 32 市町村 (48.5%)
- ② 上記①のうち、待機児童数と入所保留児童数の双方公表しているものが 15 市町村 (66 市町村の 22.7%)、待機児童数のみを公表しているものが 16 市町村 (同 24.2%)、入所保留児童のみを公表しているものが 3 市町村 (同 4.5%)
- ③ 上記②の待機児童数を公表している 31 市町村のうち、施設ごとの数値を公表しているものが 5 市町村 (66 市町村の 7.6%)、上記②の入所保留児童数を公表している 18 市町村のうち、施設ごとの数値を公表しているものが 10 市町村 (同 15.2%)
- ④ 待機児童数を公表している 31 市町村のうち、厚生労働省に報告した数値とは別に、市町村が自ら定義した待機児童数を公表しているものが 1 市町村 (66 市町村の 1.5%)

また、今回、調査対象である 66 市町村の中には、次のような待機児童数等の公表に関する意見を有している市町村があった。

- ① 待機児童数がゼロでも入所保留児童が存在する可能性があることや、市町村の置かれた状況により集計方法が区々であることなどから、現在公表されている待機児童数では保護者に誤解を生じさせるおそれがあるとするもの(12 市町村)
- ② 待機児童数を入所保留児童数と誤解している保護者が多いとするもの (4 市町村)
- ③ 保護者は、一般的に待機児童数そのものよりも、希望の保育所等に入所できるかどうかの指標に関心があるとするもの (14 市町村)

以上のように、現在、厚生労働省調査で把握されている待機児童数は、その把握される範囲が市町村間で異なっており、横並びでの比較が困難となっている。また、一定の要件に該当する児童が除かれている現在の待機児童数では、保護者が施設の選択をする場合の指標としては不十分なものとなるおそれがあり、入所保留児童数も活用する必要がある。

厚生労働省は、厚生労働省調査で把握した内容について、これまで都道府県、指定都市、中核市及び待機児童数が 50 人以上の市町村別の待機児童数を公表していた。平成 28 年 9 月に公表された直近の厚生労働省調査結果では、これまでの公表内容に加えて、全市町村別に 28 年 4 月時点の待機児童数及び前述した待機児童数から除外されている 4 区分それぞれの人数を公表するに至っている。しかし、これらの待機児童数等は、市町村からの報告を単純に積み上げた数値であるとしており、待機児童数として把握される範囲については、これまでと同じく、市町村間で異なるものとなっている。

表 4-(3)-22

表 4-(3)-23-1、2

表 4-(3)-24

【所見】

したがって、厚生労働省は、保護者の施設選択に資する情報の提供を充実させるため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生労働省調査における待機児童数の範囲の明確化を図った上で、待機児童数から除外される入所保留児童がいる場合には、その内訳を調査結果の公表の際に併せて公表すること。
- ② 厚生労働省調査について、調査で指定した待機児童数の範囲に沿った集計結果の提出を市町村に要請すること。

表 4- (3)-1 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号) (抜粋)

(地域型保育給付費の支給)

第 29 条 市町村は、支給認定子ども(第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。)が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2~8 (略)

(業務管理体制の整備等)

第 55 条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育提供者」という。)は、第三十三条第六項又は第四十五条第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2~5 (略)

第 4 節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第 58 条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報(教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3~7 (略)

表 4- (3)-2 子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号) (抜粋)

第 4 節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

(法第五十八条第一項の内閣府令で定めるとき)

第 49 条 法第五十八条第一項の内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある特定教育・保育提供者以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

(法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報)

第 50 条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

別表第一 (第五十条、第五十二条関係)

一 施設又は事業所 (以下この表及び次表において「施設等」という。) を運営する法人に関する事項

イ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 法人の代表者の氏名及び職名

ハ 法人の設立年月日

ニ 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業

ホ その他都道府県知事が必要と認める事項

二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項

イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類

ロ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

ハ 事業所番号

ニ 施設等の管理者の氏名及び職名

ホ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日

へ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日

ト 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称 (特定地域型保育事業者に限る。)

チ その他都道府県知事が必要と認める事項

三 施設等において教育・保育に従事する従業者 (以下この号において「従業者」という。) に関する事項

イ 職種別の従業者の数

ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等

ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等

ニ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況

ホ その他都道府県知事が必要と認める事項

四 教育・保育等の内容に関する事項

イ 施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針

- ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
 - ハ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。）
 - ニ 施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項
 - ホ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ヘ 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ト 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等
 - チ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第二（第五十条、第五十二条関係）

第一 教育・保育の内容に関する事項

- 一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置
 - イ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
 - ロ 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
- 二 相談、苦情等の対応のための取組の状況

第二 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項

- 一 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
- 二 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
- 三 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認める事項

表 4- (3) -3 「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」(平成 27 年 3 月 31 日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡)(抜粋)

【登録事項について(依頼)】

1. 認可情報の登録、修正(都道府県、市町村)

都道府県、政令指定都市、中核市(地方自治法に基づいて認可に係る事務を処理することとされた市町村を含む)におかれましては、特定教育・保育施設について、事前に登録していただいた設置者・事業者や認可等施設・事業所の「認可情報」に修正が必要な場合は、修正作業を、未登録の設置者・事業者等がある場合には追加登録を「認可・業務管理体制データ管理システム」で行って下さい。

市町村におかれましては、地域型保育事業に係る「認可情報」を「認可・業務管理体制データ管理システム」で登録して下さい。

(略)

2. 確認情報の登録(市町村)

市町村におかれましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者について、「特定教育・保育施設等データ管理システム」で、利用定員等に係る「確認情報」を、第一四半期中のできるだけ早い時期にご登録いただけますようお願いいたします。

3. (略)

4. 情報公表について(都道府県)

「2. 確認情報の登録(市町村)」で、市町村に第一四半期中のできるだけ早い時期に確認情報を登録いただけるようお願いしております。都道府県におかれましては、管内市町村におけるデータ登録が整いましたら、都道府県のホームページ等を用いて「公表情報」の公表を行って下さい。

表 4- (3) -4 「子ども・子育て支援全国総合システム」の入力スケジュール等について」（平成 27 年 10 月 9 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付システム運用係、給付担当、業務管理体制検査官事務連絡）別紙「子ども・子育て全国総合システムの入力について」（抜粋）

<p>1-3. 「特定教育・保育施設データ管理」への入力について</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日付事務連絡「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」にて、「第 1 四半期中のできるだけ早い時期にご登録」をお願いし、また、平成 27 年 4 月 20 日開催の都道府県等説明会及び平成 27 年 5 月 7 日付メール「調査結果報告等」情報公表準備状況等について」において、<u>都道府県におかれては、第 2 四半期中か第 3 四半期の早い時期に情報公表を開始していただけるよう連絡していたところ</u>です。</p> <p>未登録の確認施設がある場合は早急に情報の登録を行っていただきますよう管内の市町村への周知をお願いします。（以下略）</p> <p>1-4. 「認可・業務体制データ管理」への入力について</p> <p>① <u>特定教育・保育施設の認可情報については、その設置者・事業者及び施設・事業所における登録内容に変更が生じた際や、新たに新制度に移行する施設が有る場合などには、随時登録をお願いします。</u></p> <p>② 設置者・事業者業務管理体制についても、平成 27 年 8 月 10 日付け事務連絡「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備について」にて「届出書の受理後は、「子ども・子育て支援全国総合システム」への業務管理体制事項に入力をお願いします」とお知らせしたとおり、システムへの登録をいただきますよう併せてお願いするとともに、管内の市町村への周知をお願いいたします。（以下略）</p>
--

(注) 下線は、当省が付した。

表 4- (3) -5 市町村における教育・保育情報の全国総合システムへの登録状況

区分	一部未登録	全て未登録	合計
市町村数	58 (87.9%)	8 (12.1%)	66 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 調査対象である 66 市町村について作成した。
- 3 登録状況は、当省が調査を行った時点（平成 27 年 8 月から 11 月までの間）のものである。
- 4 「一部未登録」欄は、市町村は全ての事項を登録済みとしているが、全国総合システムの帳票からは、その入力状況が確認できなかった事項が一部にあった 6 市町村を含む。
- 5 () 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 4-(3)-6 全国総合システムの「施設の運営方針」及び「教育・保育の内容・特徴」欄への登録
内容

区分	入力欄		実市町村数 (延べ市町村数)
	施設の運営方針	教育・保育の内容・特徴	
「特になし」と登録している市町村	1	1	1 (2)
5歳児の内容のみを登録し、他の年齢の内容を登録していない市町村	/	1	1 (1)
「運営規程のとおり」と登録している市町村	1	1	1 (2)
「別紙のとおり」と登録している市町村	1	1	1 (2)
URLのみ登録している市町村	2	2	2 (4)
合計	5	6	6 (11)

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(3)-7 全国総合システムへの教育・保育情報の登録が遅れている理由及び登録に当たっ
 の支障

理由等	市町村数
認可申請や確認申請の資料からだけでは確認できない等の理由から特定教育・保育施設等に情報を改めて確認中とするもの (例) 教育・保育情報の「従業者に関する事項」及び「施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等」について、特定教育・保育施設等の認可・確認時に把握することとされていないため、改めて特定教育・保育施設等に情報を把握する必要がある。	12
どの程度詳細に記載してよいか分からない、登録内容の定義が不明確で分からない等の理由で登録できていないとするもの (例) ・従業員の勤務形態について、常勤・非常勤をどのように区分するのか分からない。 ・従業員の経験年数は、当該施設のみでの年数か、他の施設も含めた通算年数か分からない。 ・従業員の範囲はどこまで含めるのか分からない。	5
一部の教育・保育情報について、全国総合システムに登録欄がないとするもの (例) 「施設等を運営する法人に関する事項」の「都道府県内に当該法人が設置する教育・保育施設等」、「従業者に関する事項」の「従業者の労働時間」及び「従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況」並びに「教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項」の「安全管理及び衛生管理のために講じている措置」について、全国総合システムに登録欄がない。	1
都道府県が登録をする認可情報が登録されておらず、市町村が登録する確認情報が登録できていないとするもの	2
都道府県から未登録となっている事項について登録するよう具体的な指示等を受けていないとするもの	3
市町村のシステムから全国総合システムにデータが移行できないなどのシステムトラブルのためとするもの	15
業務多忙等のためとするもの	21

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。なお、市町村において複数の意見が聴かれたものについては、市町村数を重複して計上している。

3 「一部の教育・保育情報について、全国総合システムに登録欄がない」とする意見については、1 市町村のほか、調査対象である 19 都道府県のうち 1 都道府県からも同様の意見が聴かれた。

表 4－(3)－8 都道府県における教育・保育情報の公表状況

区分	一部未公表	全て未公表	合計
都道府県数	7 (36.8%)	12 (63.2%)	19 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 19 都道府県について整理した。
 3 公表状況は、当省が調査を行った時点（平成 27 年 8 月から 11 月までの間）のものである。
 4 () 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 4－(3)－9 都道府県において教育・保育情報の公表が遅れている理由

理由	都道府県数
市町村による情報の登録が進んでいないため	17
システムトラブルや事務処理の遅延等のため	3
全国総合システムの取扱いが難しく、マニュアルだけでは対応できないため	1

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 19 都道府県について整理した。なお、都道府県において複数の意見が聴かれたものについては、都道府県数を重複して計上している。

表 4－(3)－10 市町村における全国総合システムに登録した教育・保育情報の更新に関する方針

更新方針	市町村数	
変更が生じた際には随時更新	9 (20.9%)	
時期を定めて定期的に情報を更新	5 (11.6%)	
	1年に1回	3 (7.0%)
	四半期に1回	1 (2.3%)
1か月に1回	1 (2.3%)	
全国総合システムに登録した情報の更新に関する方針はない	29 (67.4%)	
合計	43 (100%)	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村のうち、全国総合システムへの登録情報の更新に関する方針が確認できた 43 市町村について整理した。
 3 () 内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 4－(3)－11 都道府県及び市町村における教育・保育情報の更新に関する意見

意見	都道府県 市町村
頻繁に情報が変更になる「従業者に関する事項」等について、常に最新の状態に更新することは負担が大きい	3 都道府県 3 市町村
市町村により更新頻度が区々となっているため、給付費を算定するに当たって他の市町村が登録した利用定員や保育士の平均勤続年数の情報を参考にできない	1 市町村
年に 1 回の更新では最新の情報ではない場合があることから情報の有用性に疑問がある	1 市町村

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 19 都道府県及び 66 市町村に聴取した結果について整理した。

表 4－(3)－12 全国総合システムにおける各施設の一時預かり事業等の実施の有無の入力例

特別支援教育・障害児保育の有無	有り	
延長保育の有無	有り	
延長保育	開所前	
	開所後	18:00～22:00
一時預かり (注 3)	通常 (平日)	有り
	休業日等	有り
病児保育の有無	有り	
病児保育の種類	病児対応型、体調不良児対応型	
障害児対応の有無	有り	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象のうち 1 市町村が全国総合システムに入力した 1 保育所のデータの帳票の一部を示したものである。

3 「一時預かり」欄は「有り」又は「無し」しか入力できないものとなっている。

表 4- (3) - 13 「保育所等利用待機児童数調査について」(平成 28 年 4 月 26 日付け雇児保発 0426 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知) 別紙「保育所等利用待機児童の定義」(抜粋)

(定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童

② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童

④ 企業主導型保育事業で保育されている児童については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

(1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預

かり保育運営費支援事業の対象となっている施設

- (4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

(注) 1 下線は、当省が付した。

- 2 (注3)の「④ 企業主導型保育事業で保育されている児童」は、本通知により初めて記載されたものであり、当省の調査日時点では含まれていなかったものである。

表 4－(3)－14 「保護者が育児休業中の場合」についての待機児童の範囲の設定状況

区分	待機児童に含める	一定の条件で含める	待機児童に含めない	合計
市町村数	10 (15.2%)	6 (9.1%)	50 (75.8%)	66 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。
 3 「一定の条件で含める」の 6 市町村における設定状況は、「当面の間、育児休業から復帰しないことが確認できる場合は含めない」(1 市町村)、「育児休業期間中に 3 歳以上の児童が保育所等に入所できていない場合は含める」(2 市町村) 及び「やむを得ず育児休業を取得した場合は含める」(3 市町村) となっている。
 4 () 内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 4－(3)－15 「特定教育・保育施設等以外の場で適切な保育を行うために実施している、市町村における単独保育事業（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）」等において保育されている児童についての待機児童の範囲の設定状況

区分	待機児童に含める市町村	待機児童に含めない市町村	合計
国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童	2	55	57
市町村における単独保育事業（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育されている児童	1	47	48
特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童	5	55	60

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村のうち、各区分に該当する事業を実施している市町村について整理した。
 3 「区分」欄で示した児童は、「保育所等利用待機児童数調査について」（平成 27 年 1 月 14 日付け雇児保発 0114 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育所等利用待機児童の定義」において「付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している」ものとして定義されているものである。
 4 各区分に該当する事例がないとしている市町村は、「待機児童に含めない」に計上している。

表 4-(3)-16 「他に利用可能な施設等があるにもかかわらず、保護者が特定の保育所等を希望し、待機する場合」についての待機児童の範囲の設定状況

範囲の設定状況	市町村数
保護者に通園手段を確認した上で他に利用可能な施設等があるかどうかを確認して待機児童から除外しているもの	10
保護者の勤務先との距離、通勤経路等を考慮して他に利用可能な施設等があるかどうかを確認して待機児童から除外しているもの	8
自宅から施設等までの距離等を一律に定め、その距離等の範囲内で入所可能な施設等がある場合には待機児童から除外しているもの	7
うち、施設等までの距離を一律に定めているもの	5
うち、市町村内に一定の区域を設定しているもの	2
市町村内の施設等は全て利用可能として、市町村内に入所可能な施設等がある場合には待機児童から除外しているもの	5
希望した施設等を辞退した者以外は待機児童に含めているもの	4
一つの施設等のみを希望する者以外は全て待機児童に含めているもの	5
利用可能な施設等が一定数以上あるとの考えにより、一律の施設等数を設定して、その施設等数以下の施設等しか希望していない者については、待機児童から除外しているもの	4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、「他に利用可能な施設等があるにもかかわらず、保護者が特定の保育所等を希望し、待機する場合」の範囲の設定状況が確認できた 41 市町村について整理した。

3 複数回答があるため、各項目の合計は 41 市町村と一致しない。

表 4-(3)-17 「保護者が求職活動中の場合」についての待機児童の範囲の設定状況

範囲の設定状況	市町村数
求職活動の状況を確認せず、待機児童に含めているもの	17
保護者から求職活動を休止していると自主的に申告等があった場合等には、待機児童に含めていないもの	9
入所申請書類等で確認を行い、入所申込みの時点で求職活動中であることが確認できた場合は待機児童に含めていないもの (例) 求職中の支給認定に係る申込みの際に提出する書類の該当箇所に記載がある場合は、待機児童に含めていない。	7
改めて資料を取り寄せて確認、又は電話等で聞き取りを行い、確認できた場合は待機児童に含めていないもの (例) ・ 保育待機児童実態把握のアンケートを行い、求職活動を休止していることが確認できた場合は、待機児童に含めていない。 ・ 保育コンシェルジュの聞き取り調査により、求職活動を休止していることが確認できた場合は、待機児童に含めていない。 ・ 求職活動申立書を月 1 回提出することを求めており、求職活動を行っていることが確認できない場合は、待機児童に含めていない。	17

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、「保護者が求職活動中の場合」の範囲の設定状況が確認できた 50 市町村について整理した。

表 4－(3)－18 「入所保留の場合」についての待機児童の範囲の設定状況

範囲の設定状況	市町村数
利用希望を確認しておらず、除外していないもの	16
利用希望を確認していないが、保護者からの取下げの連絡があった場合のみ除外しているもの	10
利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外しているもの	40

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。

表 4－(3)－19 待機児童数及び入所保留児童数の公表状況

待機児童数と入所保留児童数のどちらか一方又は双方を公表している市町村	34 (51.5%)
待機児童数及び入所保留児童数の双方を公表している市町村	15 (22.7%)
待機児童数のみを公表している市町村	16 (24.2%)
入所保留児童数のみを公表している市町村	3 (4.5%)
待機児童数と入所保留児童数の双方を公表していない市町村	32 (48.5%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。
 3 待機児童数を公表していない 35 市町村（「入所保留児童数のみを公表している市町村」及び「待機児童数と入所保留児童数の双方を公表していない市町村」）には、待機児童が生じていない 9 市町村及び県のホームページを通じて待機児童が公表されている 7 市町村が含まれる。
 4 () 内は、66 市町村に占める割合を示す。
 5 待機児童数を公表している 31 市町村（「待機児童数及び入所保留児童数の双方を公表している市町村」及び「待機児童数のみを公表している市町村」）には厚生労働省に報告している数値とは別に、市町村自ら定義した待機児童数（認証保育所利用者等を除いた数）を公表しているものが 1 市町村（66 市町村の 1.5%）含まれる。

表 4－(3)－20 待機児童数の公表単位

公表の単位	市町村数
市町村全域	16(51.6%) 〈24.2%〉
一定の地域ごと	10(32.3%) 〈15.2%〉
施設ごと	5(16.1%) 〈7.6%〉
合計	31(100%) 〈47.0%〉

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村のうち、待機児童数を公表している 31 市町村について整理した。
 3 () 内は、31 市町村に占める割合を示す。
 4 〈 〉内は、66 市町村に占める割合を示す。

表 4－(3)－21 入所保留児童数の公表単位

公表の単位	市町村数
市町村全域	6(33.3%) 〈9.1%〉
一定の地域ごと	2(11.1%) 〈3.0%〉
施設ごと	10(55.6%) 〈15.2%〉
合計	18(100%) 〈27.3%〉

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村のうち、入所保留児童数を公表している 18 市町村について整理した。
 3 () 内は、18 市町村に占める割合を示す。
 4 〈 〉 内は、66 市町村に占める割合を示す。

表 4－(3)－22 待機児童数等の公表に関する意見

意見	市町村数
待機児童数がゼロでも入所保留児童が存在する可能性があることや、市町村の置かれた状況により集計方法が区々であることなどから、現在公表されている待機児童数では保護者に誤解を生じさせるおそれがあるとするもの	12
うち、待機児童数を入所保留児童数と誤解している保護者が多いとするもの	4
保護者は、一般的に待機児童数そのものよりも、希望の保育所等に入所できるかどうかの指標に関心があるとするもの	14

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村のうち、待機児童数等の公表に関する意見を聴取できた 31 市町村について整理した。なお、市町村において複数の意見が聴かれたものについては、市町村数を重複して計上している。

表 4-(3)-23-1 都道府県・指定都市・中核市別保育所等待機児童数

都道府県	保育所等数 か所	定員 人	利用児童数 人	待機児童数 人	(参考)地方単独保育施策 人	指定都市 中核市	保育所等数 か所	定員 人	利用児童数 人	待機児童数 人	(参考)地方単独保育施策 人
1 北海道	610	43,460	36,005	46	9	48 札幌市	370	27,372	27,169	8	31
2 青森県	402	29,182	26,112	0	132	49 仙台市	290	18,323	16,971	213	132
3 岩手県	335	23,873	22,186	194	0	50 さいたま市	247	17,344	17,306	24	655
4 宮城県	325	21,038	19,579	425	13	51 千葉市	191	14,117	14,628	11	43
5 秋田県	238	19,995	17,046	33	3	52 横浜市	869	59,097	58,756	7	987
6 山形県	330	25,208	23,710	0	18	53 川崎市	348	24,739	25,022	6	1,410
7 福島県	278	21,108	19,343	398	0	54 相模原市	149	11,981	11,442	0	121
8 茨城県	671	57,539	52,290	382	145	55 新潟市	244	21,591	21,446	0	0
9 栃木県	364	30,827	26,681	126	0	56 静岡市	156	13,048	12,163	46	19
10 群馬県	309	30,294	29,187	5	0	57 浜松市	126	12,446	11,255	214	146
11 埼玉県	1,157	83,412	80,125	897	379	58 名古屋市	544	44,610	42,660	0	0
12 千葉県	786	66,587	62,184	1,246	319	59 京都市	353	29,161	30,404	0	0
13 東京都	3,055	230,935	225,017	8,327	10,167	60 大阪市	576	56,578	48,821	273	0
14 神奈川県	480	38,677	37,958	465	272	61 堺市	156	16,240	16,355	16	17
15 新潟県	526	47,082	39,791	0	0	62 神戸市	363	25,437	25,365	59	0
16 富山県	209	20,491	17,701	0	0	63 岡山市	130	16,391	14,966	729	0
17 石川県	248	26,224	22,313	0	0	64 広島市	228	26,635	25,513	161	0
18 福井県	284	27,611	25,152	0	0	65 北九州市	205	17,273	16,495	0	0
19 山梨県	252	25,081	19,993	0	0	66 福岡市	316	33,485	33,908	73	0
20 長野県	499	52,613	42,334	0	0	67 熊本市	236	19,661	19,511	0	0
21 岐阜県	394	41,044	33,590	23	0	指定都市計	6,097	505,529	490,156	1,840	3,561
22 静岡県	440	36,940	35,368	189	150	68 旭川市	79	5,240	5,524	40	40
23 愛知県	819	101,006	82,881	202	197	69 函館市	55	3,739	3,492	0	0
24 三重県	443	44,352	38,875	101	0	70 青森市	100	6,637	6,669	0	0
25 滋賀県	253	24,404	23,554	339	0	71 盛岡市	73	6,401	6,316	0	0
26 京都府	244	27,656	25,570	64	25	72 秋田市	89	6,634	6,342	0	1
27 大阪府	656	65,266	65,937	801	79	73 郡山市	46	3,506	3,630	52	0
28 兵庫県	532	46,188	44,298	715	262	74 いわき市	64	6,201	5,627	12	0
29 奈良県	170	19,987	18,330	175	0	75 宇都宮市	114	9,341	9,039	29	0
30 和歌山県	147	16,281	13,511	4	0	76 前橋市	80	7,322	6,717	0	0
31 鳥取県	214	18,831	17,260	0	0	77 高崎市	89	8,306	8,045	0	0
32 島根県	304	22,760	22,146	38	3	78 川越市	64	4,298	4,207	67	28
33 岡山県	210	17,728	16,353	35	27	79 越谷市	80	4,858	4,641	38	0
34 広島県	291	24,546	20,227	0	171	80 船橋市	112	11,161	10,505	203	95
35 山口県	292	22,237	20,152	65	29	81 柏市	68	6,379	6,122	0	13
36 徳島県	215	17,251	15,490	60	0	82 八王子市	126	11,010	11,086	139	48
37 香川県	139	13,305	11,998	3	0	83 横須賀市	58	4,227	4,121	19	0
38 愛媛県	268	20,536	17,675	16	0	84 富山市	94	11,634	11,443	0	0
39 高知県	185	14,365	10,216	0	0	85 金沢市	115	12,069	12,156	0	0
40 福岡県	554	54,137	52,084	797	0	86 長野市	88	9,199	8,535	0	0
41 佐賀県	287	24,520	22,831	18	0	87 岐阜市	58	5,665	5,418	0	0
42 長崎県	323	21,049	20,299	4	0	88 豊橋市	57	9,450	8,538	0	0
43 熊本県	496	36,940	34,900	233	0	89 豊田市	73	10,804	7,152	0	0
44 大分県	243	16,545	15,324	20	0	90 岡崎市	53	7,940	7,342	0	0
45 宮崎県	321	22,758	20,884	0	0	91 大津市	92	7,463	7,431	0	0
46 鹿児島県	430	27,394	27,963	144	0	92 高槻市	74	5,697	6,017	0	36
47 沖縄県	430	35,251	36,547	1,977	36	93 東大阪市	88	7,856	8,185	127	0
都道府県計	20,658	1,754,514	1,608,970	18,567	12,436	94 豊中市	77	5,831	6,089	217	81
						95 枚方市	64	6,993	7,404	0	0
						96 姫路市	101	11,267	10,853	46	0
						97 西宮市	120	6,550	7,190	183	0
						98 尼崎市	107	7,357	7,354	47	0
						99 奈良市	56	6,407	5,660	85	0
						100 和歌山市	61	7,332	6,773	6	0
						101 倉敷市	108	11,372	11,027	111	0
						102 呉市	54	4,091	3,747	0	3
						103 福山市	126	12,873	12,324	0	0
						104 下関市	61	5,722	5,235	0	0
						105 高松市	86	9,555	8,924	321	0
						106 松山市	99	7,275	6,884	94	0
						107 高知市	117	12,954	10,425	42	3
						108 久留米市	83	8,922	8,845	78	0
						109 長崎市	121	9,880	9,466	66	0
						110 佐世保市	96	6,730	6,340	0	0
						111 大分市	106	9,004	8,957	350	0
						112 宮崎市	137	11,141	11,172	64	0
						113 鹿児島市	151	12,124	12,293	151	0
						114 那覇市	84	8,050	8,219	559	0
						中核市計	4,104	374,467	359,481	3,146	348
						合計	30,859	2,634,510	2,458,607	23,553	16,345

- (注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」による。
 2 「保育所等数」は、特定教育・保育施設(保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園)及び特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)(うち、2号、3号認定)を指す。
 3 都道府県の数値には指定都市・中核市は含まれていない。
 4 「(参考)地方単独保育施策」は、保育所の入所申込みが提出され入所要件に該当しているが、地方公共団体の単独保育施策(いわゆる保育室、家庭的保育事業)に入所しているため待機児童に含まれない児童数である。

表 4-(3)-23-2 平成 28 年 4 月 1 日時点で待機児童数 50 人以上の市町村

	都道府県	市町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市町村	待機児童数	対前年増減
1	東京都	世田谷区	1,198	16	66	埼玉県	川口市	98	▲123
2	岡山県	岡山市	729	595	67	東京都	文京区	98	29
3	沖縄県	那覇市	559	20	68	福岡県	筑紫野市	95	32
4	千葉県	市川市	514	141	69	愛媛県	松山市	94	▲ 1
5	東京都	江戸川区	397	50	70	千葉県	木更津市	92	27
6	東京都	板橋区	376	▲ 2	71	東京都	東久留米市	92	5
7	沖縄県	沖縄市	360	64	72	沖縄県	北中城村	92	48
8	大分県	大分市	350	▲134	73	福岡県	大野城市	91	45
9	香川県	高松市	321	192	74	神奈川県	茅ヶ崎市	89	▲ 26
10	東京都	渋谷区	315	63	75	沖縄県	中城村	86	64
11	東京都	足立区	306	▲ 16	76	奈良県	奈良市	85	6
12	東京都	目黒区	299	5	77	東京都	国立市	81	▲ 18
13	東京都	府中市	296	▲ 56	78	熊本県	益城町	81	23
14	兵庫県	明石市	295	139	79	埼玉県	朝霞市	79	32
15	東京都	調布市	289	▲ 7	80	千葉県	浦安市	79	50
16	東京都	江東区	277	110	81	東京都	多摩市	79	30
17	大阪府	大阪市	273	56	82	沖縄県	読谷村	78	18
18	東京都	三鷹市	264	55	83	福岡県	久留米市	78	45
19	東京都	中央区	263	144	84	埼玉県	草加市	77	▲ 49
20	東京都	中野区	257	85	85	沖縄県	南城市	77	▲ 19
21	東京都	台東区	240	70	86	東京都	東村山市	76	44
22	東京都	北区	232	72	87	千葉県	富里市	73	29
23	沖縄県	浦添市	231	74	88	福岡県	福岡市	73	12
24	大阪府	吹田市	230	140	89	滋賀県	東近江市	72	33
25	東京都	大田区	229	75	90	大阪府	池田市	71	71
26	大阪府	豊中市	217	▲ 36	91	埼玉県	新座市	70	20
27	静岡県	浜松市	214	▲193	92	千葉県	習志野市	70	27
28	宮城県	仙台市	213	▲206	93	埼玉県	狭山市	69	48
29	千葉県	船橋市	203	▲422	94	埼玉県	川越市	67	▲ 7
30	東京都	立川市	198	15	95	鹿児島県	出水市	66	▲ 1
31	沖縄県	南風原町	188	61	96	長崎県	長崎市	66	30
32	東京都	日野市	183	19	97	福島県	南相馬市	65	31
33	兵庫県	西宮市	183	107	98	山口県	山口市	65	▲ 3
34	東京都	町田市	182	29	99	東京都	港区	64	34
35	東京都	品川区	178	▲ 37	100	三重県	四日市市	64	5
36	沖縄県	宜野湾市	172	▲178	101	宮崎県	宮崎市	64	64
37	東京都	小平市	167	▲ 11	102	滋賀県	彦根市	63	12
38	東京都	練馬区	166	▲ 10	103	宮城県	石巻市	62	17
39	東京都	荒川区	164	116	104	沖縄県	宮古島市	61	13
40	広島県	広島市	161	95	105	沖縄県	嘉手納町	60	0
41	東京都	小金井市	154	▲ 10	106	兵庫県	神戸市	59	46
42	東京都	西東京市	154	11	107	福島県	田村市	58	32
43	鹿児島県	鹿児島市	151	127	108	東京都	新宿区	58	▲110
44	大阪府	茨木市	147	▲ 39	109	兵庫県	太子町	58	32
45	沖縄県	石垣市	147	▲ 59	110	沖縄県	糸満市	58	▲ 69
46	千葉県	流山市	146	97	111	福岡県	粕屋町	57	35
47	東京都	狛江市	142	▲ 33	112	滋賀県	近江八幡市	56	11
48	兵庫県	加古川市	140	▲112	113	神奈川県	藤沢市	55	▲ 28
49	東京都	八王子市	139	▲ 5	114	千葉県	八千代市	53	11
50	東京都	杉並区	136	94	115	福島県	郡山市	52	26
51	東京都	墨田区	134	58	116	岩手県	一関市	51	17
52	沖縄県	うるま市	131	16		50～99 人	小計	3,677	700
53	大阪府	東大阪市	127	▲ 79		50 人以上	合計	18,785	1,899
54	福島県	福島市	125	29					
55	福岡県	須恵町	125	▲ 3					
56	福岡県	太宰府市	124	64					
57	茨城県	水戸市	123	▲ 35					
58	東京都	武蔵野市	122	▲ 5					
59	福岡県	春日市	121	19					
60	岡山県	倉敷市	111	▲ 69					
61	埼玉県	戸田市	106	72					
62	東京都	葛飾区	106	▲146					
63	東京都	豊島区	105	▲104					
64	東京都	国分寺市	102	14					
65	茨城県	つくば市	101	▲ 3					
	100 人以上	小計	15,108						1,199

(注) 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ(平成 28 年 4 月 1 日)」による。

表 4-1(3)-24 待機児童数等(平成 28 年 4 月 1 日時点。当省の調査対象である 66 市町村を抜粋)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
北海道	札幌市(A)	27,985	23,748	2,150	366	905	16	31	(A) 0	756	5	8
	旭川市(A)	5,698	5,184	156	20	164	0	40	(A) 0	94	0	40
	苫小牧市	1,845	1,581	152	0	0	0	0	0	112	0	0
	伊達市	560	539	0	0	0	0	0	9	10	0	2
宮城県	仙台市	17,726	15,276	598	65	1,032	24	132	79	190	117	213
	名取市	1,140	835	0	0	106	6	0	36	84	36	37
	大崎市(A)	3,332	2,918	3	0	125	242	0	(A) 0	41	0	3
	富谷町(A)	830	743	4	0	26	0	0	(A) 0	10	0	47
茨城県	水戸市	4,862	4,234	294	83	68	0	0	0	60	0	123
	つくば市(A)	5,459	4,947	254	57	3	0	0	(A) 14	83	0	101
	東海村	825	581	165	0	0	5	1	11	55	0	7
	さいたま市	19,169	15,928	333	122	923	31	655	371	545	237	24
埼玉県	川越市(A)	4,459	3,942	33	2	230	0	28	(A) 6	87	64	67
	所沢市	5,613	4,893	295	0	268	0	0	1	113	32	11
	草加市	3,499	2,948	56	21	75	0	66	38	103	115	77
	千葉市	15,257	13,630	542	73	383	87	43	40	415	33	11
千葉県	船橋市	11,131	9,983	301	37	184	0	95	76	223	29	203
	木更津市	1,891	1,750	3	0	18	0	0	0	28	0	92
	成田市	2,365	2,162	7	0	80	0	0	0	77	3	36
	江東区	12,039	9,917	190	74	77	0	671	358	137	338	277
東京都	世田谷区(A)	15,323	12,439	274	60	159	2	1,022	(A) 0	152	17	1,198
	板橋区	11,473	9,835	0	85	779	1	145	78	174	0	376
	練馬区	13,778	12,058	2	122	506	1	465	161	194	103	166
	江戸川区	12,228	10,293	11	201	110	0	362	313	256	285	397
神奈川県	府中市	5,515	4,777	2	1	15	0	244	103	46	31	296
	横浜市	61,873	55,953	962	67	1,774	0	987	420	1,337	366	7
	藤沢市	6,793	5,817	17	0	149	22	176	206	179	172	55
	茅ヶ崎市	3,770	3,311	67	1	96	0	1	32	69	104	89
山梨県	秦野市	2,153	1,524	493	4	45	0	0	1	86	0	0
	甲府市	4,263	3,033	1,009	151	24	0	0	0	46	0	0
	都留市	781	724	5	52	0	0	0	0	0	0	0
	北杜市	1,095	1,090	0	0	5	0	0	0	0	0	0

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特例保育等を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
愛知県	名古屋市中区	43,245	38,347	2,996	0	1,317	1	0	0	584	0	0
	瀬戸市(A)	2,136	2,060	0	3	19	0	0	(A) 0	38	0	16
	豊田市	7,288	6,775	334	9	34	60	6	2	68	0	0
	尾張旭市(A)	1,500	1,385	0	0	24	0	8	(A) 0	59	0	24
三重県	津市	5,951	5,388	410	0	34	0	0	0	119	0	0
	四日市市(B)	5,459	5,177	0	0	85	0	(B) 0	0	133	0	64
	名張市	1,474	1,244	128	0	73	0	0	0	0	0	29
	大津市	7,511	6,277	1,028	0	126	0	0	0	80	0	0
滋賀県	近江八幡市(B)	1,754	1,392	237	0	52	0	(B) 0	17	0	0	56
	草津市	3,213	2,855	186	20	112	0	0	0	40	0	0
	茨木市	5,804	2,276	2,839	0	256	10	60	24	192	0	147
	東大阪市	8,547	5,247	2,684	30	224	14	0	37	109	75	127
兵庫県	西宮市(B)	7,826	6,152	364	78	596	0	(B) 0	76	310	67	183
	加古川市(A)、(B)	4,705	3,511	903	7	51	0	(B) 0	(A) 0	71	22	140
	広島市	26,100	23,567	1,669	96	181	15	0	25	262	124	161
	三原市	1,641	1,261	356	0	24	0	0	0	0	0	0
広島県	尾道市	2,313	1,669	400	0	0	58	171	0	15	0	0
	廿日市市(A)	2,552	2,522	0	0	6	0	0	(A) 0	24	0	0
	下関市	5,254	4,126	1,054	55	0	0	0	0	19	0	0
	山口市(B)	3,428	3,128	0	80	28	15	(B) 0	0	112	0	65
山口県	下松市	999	936	0	5	25	0	29	0	4	0	0
	高松市	9,300	8,047	717	101	59	0	0	0	55	0	321
	観音寺市	1,352	1,293	0	33	18	0	0	0	8	0	0
	三木町	632	632	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	福岡市	35,524	32,433	185	116	1,174	8	0	0	1,535	0	73
	大野城市	2,093	1,940	0	3	35	0	0	0	24	0	91
	那珂川町	395	333	0	4	0	0	0	0	58	0	0
	粕屋町	1,391	1,155	67	8	0	0	0	0	104	0	57
熊本県	熊本市	19,925	14,248	4,625	61	577	0	0	0	379	35	0
	菊陽町(A)	1,441	1,266	54	0	45	0	10	(A) 0	56	0	10
	益城町(A)	1,200	945	102	0	72	0	0	(A) 0	0	0	81
	那覇市(A)	8,910	7,937	211	0	71	19	0	(A) 0	113	0	559
沖縄県	宜野湾市(A)	3,297	2,957	31	0	66	2	0	(A) 0	69	0	172
	糸満市(A)	2,546	1,998	237	0	130	62	0	(A) 0	61	0	58

- (注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成28年4月1日）」、「（参考）申込者の状況（平成28年4月1日）」を基に当省が作成した。
- 2 上記1の取りまとめ結果では「※市区町村からの報告に基づき単純に積み上げた数値である」とされている。
- 3 「市区町村」、「地方単独事業を利用している者」及び「育児休業中の者」の各欄にある(A)又は(B)は、当省の調査結果を基に記載したものであり、(A)は、「育児休業中の者」を待機児童に含めることとしている市町村（3歳以上など一定の条件に該当した者のみ含めている市町村を含む。）を、(B)は、「地方単独保育事業を利用している者」、「一時預かり事業（幼稚園型）等の補助を受けている市町村（3歳以上など一定の条件に該当した者のみ含めている市町村を含む。）を、(B)は、「地方単独保育事業を利用している者」を待機児童に含めることとしている市町村を示す。
- 4 (A)又は(B)と記載した市町村における整理方針は、当省の調査日時点（平成27年8月から11月までの間）における方針である。
- 5 市区町村名は、当省の調査日時点のものである。

表 4- (3) - A 調査対象市町村の待機児童数等

都道府県名	市町村名	施設数		施設定員数		利用児童数		入所保留児童数(27年度)	
		26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度		うち待機児童数
北海道	札幌市(A)	245	330	22,587	25,922	23,362	25,646	734	69
	旭川市(A)	58	69	4,511	4,882	4,886	5,140	182	57
	苫小牧市	20	24	1,740	2,100	1,732	2,091	146	0
	伊達市	8	8	540	540	536	553	27	9
宮城県	仙台市	142	249	13,120	15,311	13,994	15,494	949	419
	名取市	8	10	750	829	798	867	182	42
	大崎市(A)	33	43	2,730	2,806	2,840	2,938	70	35
	富谷町(A)	7	10	790	865	754	791	115	79
茨城県	水戸市	42	61	3,829	4,635	4,139	4,391	220	158
	つくば市(A)	50	54	4,695	5,735	4,603	4,944	171	104
	東海村	7	7	640	680	733	721	104	25
埼玉県	さいたま市	153	212	13,655	15,524	14,021	15,637	1,815	95
	川越市(A)	43	57	3,416	3,950	3,449	3,883	263	74
	所沢市	57	82	4,960	5,397	4,974	5,336	169	19
	草加市	29	37	2,673	3,003	2,663	2,864	375	126
千葉県	千葉市	132	172	12,274	13,465	13,274	14,220	342	0
	船橋市	76	91	8,603	9,613	9,307	9,377	1,249	625
	木更津市	14	15	1,465	1,615	1,602	1,714	75	65
	成田市	20	22	2,147	2,289	2,135	2,172	137	55
東京都	江東区	86	101	8,547	9,965	8,352	9,536	1,397	167
	世田谷区(A)	91	129	10,445	12,066	10,324	11,612	2,464	1,182
	板橋区	98	193	8,949	10,102	8,980	9,998	750	378
	練馬区	113	198	10,722	12,257	10,208	11,602	756	176
	江戸川区	85	86	10,087	10,307	9,987	10,224	1,526	347
	府中市	42	42	4,518	4,550	4,537	4,598	740	352
神奈川県	横浜市	611	797	51,306	56,022	50,548	54,992	2,534	8
	藤沢市	43	56	5,082	5,706	5,022	5,492	875	83
	茅ヶ崎市	29	42	2,604	2,973	2,728	3,062	434	115
	秦野市	20	27	1,775	1,905	1,851	1,864	116	51
山梨県	甲府市	41	50	4,170	5,048	4,022	4,153	43	0
	都留市	11	12	840	985	745	708	0	0
	北杜市	17	17	1,450	1,466	1,131	1,134	0	0
愛知県	名古屋市	363	507	37,711	42,626	38,558	40,944	546	0
	瀬戸市(A)	24	24	2,120	2,196	1,997	2,010	63	34
	豊田市	61	67	9,806	10,439	7,715	8,100	49	0
	尾張旭市(A)	15	15	1,524	1,585	1,336	1,338	127	34
三重県	津市	56	59	5,560	6,048	5,769	5,768	118	0
	四日市市(B)	51	57	4,735	5,441	4,964	5,132	186	59
	名張市	14	20	1,425	1,490	1,365	1,411	14	8
滋賀県	大津市	59	86	6,058	7,081	6,406	6,973	105	0
	近江八幡市(B)	14	16	1,525	1,624	1,530	1,561	56	45
	草津市	19	31	2,605	2,861	2,761	2,968	98	33

都道府県名	市町村名	施設数		施設定員数		利用児童数		入所保留児童数(27年度)	
		26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度		うち待機児童数
大阪府	茨木市	44	56	4,560	4,867	4,874	5,159	395	186
	東大阪市	66	76	6,807	7,477	7,447	7,773	585	206
兵庫県	西宮市(B)	59	115	5,694	6,435	6,137	6,850	469	76
	加古川市(A)、(B)	35	37	3,631	3,780	4,051	4,150	341	252
広島県	広島市	190	217	24,160	25,933	23,543	24,376	538	66
	三原市	20	21	1,705	2,021	1,611	1,554	0	0
	尾道市	31	31	2,440	2,412	1,999	2,040	2	0
	廿日市市(A)	23	26	2,745	2,872	2,344	2,462	0	0
山口県	下関市	56	59	5,217	5,561	5,007	5,105	28	0
	山口市(B)	32	34	2,760	3,012	2,918	3,014	142	68
	下松市	7	7	780	780	785	812	8	3
香川県	高松市	77	81	8,754	9,475	8,721	8,839	140	129
	観音寺市	11	12	1,195	1,234	1,180	1,260	9	0
	三木町	7	7	555	565	575	623	0	0
福岡県	福岡市	203	284	29,349	31,903	30,858	32,624	1,532	61
	大野城市	13	14	1,781	1,943	1,804	1,843	58	46
	那珂川町	6	7	835	903	936	947	97	87
	粕屋町	7	9	955	1,215	1,003	1,110	130	22
熊本県	熊本市	157	186	16,015	18,070	17,042	18,279	801	397
	菊陽町(A)	13	17	1,190	1,410	1,251	1,308	99	94
	益城町(A)	9	13	885	1,054	930	1,017	58	58
沖縄県	那覇市(A)	70	73	7,163	7,389	7,385	7,649	749	539
	宜野湾市(A)	21	22	2,175	2,310	2,535	2,692	491	350
	糸満市(A)	20	23	1,760	1,967	1,850	2,092	238	127

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村について整理した。

3 「26年度」及び「27年度」欄はいずれも4月1日時点の数値である。

4 「施設数」及び「施設定員数」における施設とは、特定教育・保育施設等を示す。

5 厚生労働省調査では、「待機児童数」とは、保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設等の利用の申込みがなされているが、利用していない者(入所保留児童)から一定の要件に該当する者を除外したものとされており、この「一定の要件」には、「地方単独事業を利用している者」、「育児休業中の者」、「特定の保育園等のみ希望している者」及び「求職活動を休止している者」が含まれている。

6 5の「一定の要件」に該当する者を待機児童に含めているか否かは、市町村によってその対応が区々となっており、「うち待機児童数」欄に記載されている数値については、市町村間で単純に比較できるものとはなっていない。

7 平成27年度から厚生労働省調査における待機児童の範囲に変更があったため、「うち待機児童数」欄は、27年度の数値のみを記載している。

8 (A)は、「育児休業中の者」を待機児童に含めることとしている市町村(3歳以上など一定の条件に該当した者のみ含めている市町村を含む。)である。

9 (B)は、「地方単独保育事業を利用している者」、「一時預かり事業(幼稚園型)等の補助を受けている幼稚園の利用者」等を待機児童に含めることとしている市町村である。

10 市町村名は、当省の調査日時点のものである。